

## 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会臨時的任用職員等の加入等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員規則（以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、臨時的任用職員等の加入、退会及び会費の取り扱い等について必要な事項を定めることを目的とする

(加入要件)

第2条 臨時的任用職員等のうち、原則、任用期間が6月以上見込める者について、現職会員として加入できるものとする。ただし、加入日の時点で、6歳の年度末以前の者に限る。

(入会)

第3条 加入に当たっては、規則第3条の規定によるほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 加入は職員の任意とし、互助団体にも同時に加入するものとする。
- (2) 加入申し込みをする者は、県費負担の臨時的任用職員等にあつては、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会兼市町村互助会加入申込書（臨任等）（第1号様式-1）を、市町村費負担（政令市を含む）の臨時的任用職員等にあつては、各互助団体が定める様式を理事長に提出し受理されなければならない。
- (3) 加入日は、前号の加入申込書が受理された日の属する月の翌月の1日とする。ただし、任用開始後ただちに加入申込書を提出し受理された者については、任用開始日を加入日とすることができる。

(会費率)

第4条 会費は、現職会費のみとし、会費率は、基礎月収額の1000分の2とする。

(市町村会費)

第5条 市町村会費は、県費負担の臨時的任用職員等の場合、基礎月収額の1000分の3とし、県が給料から控除し、振興会が互助団体に納入する。ただし、定額及び1000分の3以外の率の場合は互助団体が徴収する。政令市費負担の臨時的任用職員等は、各政令市互助団体の定める額又は率によるものとする。

(会費の納入)

第6条 会費の納入は、県費負担の臨時的任用職員等については、市町村会費と併せて毎月の給料から県が控除する。市町村費負担の臨時的任用職員等については、各市町村が控除し振興会に納入する。

2 前項に規定する納入方法により納入し難い場合は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員会費規程第2条の方法により納入するものとする。

(対象事業)

第7条 給付、厚生事業等への参加は、正規任用の現職会員と同様とする。ただし、住宅建設資金貸付事業は適用しない。

(会員期間の通算)

第8条 会員である臨時的任用職員等が正規職員として採用となった場合及び、現職会員であった者が退職後、臨時的任用職員等として任用された場合、会員期間は通算するものとする。

(任用の中断)

第9条 任用が中断した場合は退会したものとみなす。この場合、退会届の提出は要しない。ただし、任用の終了時に次の任用が明らかである場合及び任用が事実上、継続していると認められる場合、会員期間は継続しているものとする。

2 任用の中断中は、会員証の返却を要しない。ただし、使用することはできない。

3 任用の中断中に生じた給付要件は、請求することができない。

4 任用の中断中は、厚生事業等に参加することはできない。

(再加入)

第10条 任用の中断後、再度任用された場合の再加入を認める。この場合、加入申込書の提出は要しない。ただし、任用期間中に任意退会した場合は、再加入できないものとする。

(退会)

第11条 60歳の年度末をもって退会するものとする。ただし、継続会員となることはできない。

(準用規定)

第12条 臨時的任用職員等の加入等に関し、この規程に定めのない事項については、正規任用の現職会員の例による。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 加入条件が整った互助団体から順次実施する。